

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成24年 8 月31日

金 曜 日

第 3516 号

目 次

| | |
|-----------------------|---|
| 告 示 | |
| ○県道路線の変更 | 1 |
| ○道路の区域変更 | 2 |
| ○急傾斜地崩壊危険区域の指定 | |
| 公 告 | |
| ○県有財産（土地）に係る一般競争入札の実施 | 5 |

~~~~~  
**告 示**  
 ~~~~~

富山県告示第373号

県道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第10条第 2 項の規定により、次のように県道の路線を変更する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課において平成24年 8 月31日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成24年 8 月31日

富山県知事 石 井 隆 一

| 整理番号 | 旧新別 | 路 線 名 | 起 点 | 重要な経過地 | 備 考 |
|------|-----|-------|-------|--------|-----|
| | | | 終 点 | | |
| 70 | 旧 | 万尾宇波線 | 氷見市万尾 | | |
| | | | 氷見市宇波 | | |
| 70 | 新 | 万尾脇方線 | 氷見市万尾 | | |
| | | | 氷見市脇方 | | |

富山県告示第374号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 8 月 31 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成24年 8 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

| 道路の種類 及び路線名 | 区 間 | 変 更 前後別 | 記号 | 敷地の幅員 メートル | 延 長 メートル | 縦覧場所 |
|----------------|--|------------|----|---------------|-------------|-----------------------------|
| 県道 万尾脇方線 | 氷見市宇波 164番 1 地先か ら 氷見市宇波4964番 1 地先ま で | 変更前 | A | 最大 10.0 | 1250.0 | 高岡土木 センター 氷見土木 事務所 |
| | 最小 3.7 | | | | | |
| | 氷見市宇波 164番 1 地先か ら 氷見市脇方字前田 304番 3 まで | 変更後 | B | 最大 49.0 | 1330.0 | |
| 最小 18.5 | | | | | | |
| | 氷見市宇波 164番 1 地先か ら 氷見市脇方字前田 304番 3 まで | | B | 最大 49.0 | 1330.0 | |
| | | | | 最小 18.5 | | |

富山県告示第375号

急傾斜地崩壊危険区域の指定について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成24年 8 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

東海老坂(5)急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱10号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡市 | 町村 | 大字 | 字 | 地番 | 標柱番号 |
|-----|----|------|-----|-------|--------|
| 高岡市 | | 東海老坂 | 三味田 | 1425番 | 標柱 1 号 |
| | | 〃 | 石原谷 | 8 番 2 | 標柱 2 号 |
| | | 〃 | 〃 | 8 番 1 | 標柱 3 号 |
| | | 〃 | 〃 | 8 番 1 | 標柱 4 号 |
| | | 〃 | 〃 | 8 番 1 | 標柱 5 号 |
| | | 〃 | 〃 | 6 番 1 | 標柱 6 号 |
| | | 〃 | 〃 | 6 番 2 | 標柱 7 号 |
| | | 〃 | 峠 | 1516番 | 標柱 8 号 |
| | | 〃 | 川田 | 1341番 | 標柱 9 号 |
| | | 〃 | 三味田 | 1501番 | 標柱10号 |

(砂 防 課)

富山県告示第376号

急傾斜地崩壊危険区域の指定について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年 8 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

谷屋地区(3)急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 7 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 7 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡市 | 町村 | 大字 | 字 | 地番 | 標柱番号 |
|-----|----|----|----|-------|--------|
| 氷見市 | | 谷屋 | 谷内 | 4040番 | 標柱 1 号 |
| | | 〃 | 〃 | 4040番 | 標柱 2 号 |
| | | 〃 | 天窪 | 13番 2 | 標柱 3 号 |

| | | | | | |
|--|--|---|----|---------|--------|
| | | ” | 谷内 | 4041番 2 | 標柱 4 号 |
| | | ” | ” | 4043番 5 | 標柱 5 号 |
| | | ” | ” | 4044番 1 | 標柱 6 号 |
| | | ” | ” | 4141番 | 標柱 7 号 |

(砂 防 課)

富山県告示第377号

急傾斜地崩壊危険区域の指定について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年 8 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

谷屋地区(4)急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 9 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 9 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡市 | 町村 | 大字 | 字 | 地番 | 標柱番号 |
|-----|----|----|----|-------|--------|
| 氷見市 | | 谷屋 | 天窪 | 15番 1 | 標柱 1 号 |
| | | ” | 谷内 | 4175番 | 標柱 2 号 |
| | | ” | ” | 4173番 | 標柱 3 号 |
| | | ” | 天窪 | 17番 | 標柱 4 号 |
| | | ” | ” | 17番 | 標柱 5 号 |
| | | ” | ” | 13番 2 | 標柱 6 号 |
| | | ” | 谷内 | 4170番 | 標柱 7 号 |
| | | ” | ” | 4168番 | 標柱 8 号 |
| | | ” | 天窪 | 15番 1 | 標柱 9 号 |

(砂 防 課)

公 告

県有財産（土地）に係る一般競争入札の実施

県有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成24年 8 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する物件

| 物件番号 | 所在地 | 地積（実測） | 地目 |
|------|---------------------|--------------|-----------|
| 1 | 富山市針日字林割 270番 1 の一部 | 294.59平方メートル | 原野（現況 宅地） |

2 入札に必要な資格

次の項目に該当する方は、この入札に参加することはできません。

(1) 地方自治法施行令第 167条の 4 第 1 項に規定する者又は同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後 2 年を経過しないもの若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 今回の入札において特別に定める制限に該当する者

なお、(2)については、お問合せください。

3 入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

(1) 日時 平成24年 8 月 31 日（金）から同年 9 月 14 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 場所 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県土木部管理課用地指導係
電話番号 076-444-3314（直通）

4 入札参加申込み

一般競争入札に参加しようとする方は、平成24年 9 月 14 日（金）までに、別に定める申込書に誓約書及び印鑑証明書を添付して、富山県土木部管理課へ持参されるか、又は簡易書留でお申込みください（簡易書留は締切期限の消印有効です。）。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年 9 月 21 日（金）午前10時から
- (2) 場所 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県庁本館 1 階入札室
- (3) 受付時間

入札保証金の納付は、入札時間の開始30分前から10分前まで受け付けます。

6 入札保証金

入札に参加しようとする方は、原則として、銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手により入札金額の 100分の10に相当する額以上の額を入札保証金として入札執行日の受付時間内に納めなければなりません。

7 落札者の決定方法

有効札のうち、予定価格以上で最高価格で入札した方を落札者とします。

なお、県の予定価格は、公表しません。

8 入札の無効

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第94条及び別に定める入札心得書第 7 条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の締結

落札者は、落札決定の日の翌日から起算して 7 日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日は算入しません。）に契約を締結する必要があります。この期間内に契約を締結しない場合は、入札保証金は、県に帰属します。

10 契約書の作成の要否及び売買代金の支払方法

落札者は、県と落札物件に関する契約書の作成を行ったうえ、代金を知事の発行する納入通知書により指定する期限までに支払わなければなりません。

11 用途の制限

(1) 落札者は、県有財産売買契約締結の日から起算して 5 年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することができません。

(2) 落札者は、売買物件を暴力団施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供することができません。

12 現地説明

- (1) 日時 平成24年 9 月 7 日（金）午前10時から
- (2) 場所 売却物件の現地

13 その他

- (1) 現地説明に不参加の方が入札に参加された場合でも、現地説明における各種事項について、すべて了知されているものとみなします。
- (2) 今回の入札結果を含めた契約内容について、県は、落札者の同意を得たうえで公表できるものとします（ただし、個人に関する情報を除く。）。

14 問合せ先

富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県土木部管理課用地指導係
電話番号 076-444-3314（直通）

